

## 施工条件書

(現場代理人、主任技術者の兼任に係る取扱い)

(■適用有 □適用無)

- 1 本工事における現場代理人の選任について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を得れば、那須町発注の他工事または那須町内の、国・都道府県発注の他工事（以下「他機関工事」という。）との兼任が可能である。

なお、工事内容・現場の条件等により、兼任が不適當であると判断した場合は、兼任の不承認または取り消すことがある。

(要件)

- (1) 他工事の施工条件書等に兼任可能である旨記載されているものであること。
- (2) 兼任できる箇所は3箇所までとする。
- (3) 兼任する現場には、偏りなく、かついずれかの現場に必ず駐在できること。なお、兼任する工事の請負金額が4,500万円以上（建築工事一式の場合には9,000万円以上）の場合において、現場代理人が現場に不在となる間には、現場の運営・取締りを行うことができる者（連絡員）を選任し、常駐させること。

(提出書類)

- (1) 現場代理人兼任申請書
- (2) 連絡員選任（変更）届出書

- 2 本工事における主任技術者の専任について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を得れば、那須町発注の他工事または他機関工事との兼任が可能である。

(要件)

- (1) 他工事の施工条件書等に兼任可能である旨記載されているものであること。
- (2) 兼任できる箇所は2箇所までとする。

※監理技術者には適用されないので留意すること。

(提出書類)

- (1) 主任技術者兼任申請書